

上越市新産業創造支援事業補助金 募集要領

～ 平成24年度 募集分～

募 集 期 限
平成24年5月11日(金)
(必着)

当補助金に係る取扱について、上越市補助金交付規則及び上越市新産業創造支援事業補助金交付要綱に定めるもののほかは、本要領によりますので、ご注意ください。



補助制度の目的

当補助制度は、地域産業の技術の高度化及び新たな事業分野への進出等を推進するため、市内中小企業等のみなさんが行う新技術・新製品の研究開発事業に要する費用の一部を補助するものです。

補助制度の対象となる方

市内で新技術や新製品の研究開発事業を行う中小企業者等のみなさんで、応募時点で納期が到来している市税を全て納付している必要があります。

[「中小企業者」の定義（法人）]

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準	従業員基準
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

「中小企業者等」

- ・ 中小企業であること
- ・ 中小企業を主とする任意のグループ（団体）であること
- ・ 事業協同組合、企業組合または協業組合であること

のいずれか一つに該当する必要があります。

応募の制限

本補助金の交付は、通算して3回を限度としている。3回を超える場合は、応募はできません。また、1年度1社1テーマとします。

事業の種類と交付条件など

1. 一般研究開発事業

製品開発及び技術開発のために行う企画・設計から試作品開発までの事業

具体的には...

- ・ 従来にない方法による高精度・低コストの金属微粉末製造装置（試作品）の開発
- ・ 耐摩耗性に優れたセラミックス（試作品）を開発 等

補助限度額	200万円
補助率	1/2以内 ただし、農商工連携及び大学等研究協力機関等との連携による事業は補助率2/3以内
補助対象期間	原則1年とする。(交付決定日から申請した年度の3月末まで) 事業の内容に発展性がある場合は、3年間継続することが可能、ただし、毎年度審査・採択を受けることが必要。

大学との連携とは。

- ・ 大学と共同で、新事業、新商品、新技術の開発を行うもの。(共同研究など)

農商工連携とは。

中小企業者と農林漁業者が有機的に連携すること。

それぞれの経営資源を有効に活用したものであること。

新商品又は新役務の開発、生産・提供、需要の開拓を行うものであること。

中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善が図られること。

2. 特定研究開発事業

複数の事業者が連携し、地域への波及効果が期待されるもので、市が設置する部会において、承認を得た事業

具体的には・・・

- ・複数の企業者が連携し、新産業分野（航空機産業、新エネルギー産業、医療分野）への進出を目指すなど、地域産業の底上げに寄与する取組み。

補助限度額	300万円
補助率	2/3以内
補助対象期間	原則1年とする。交付決定日から申請した年度の3月末まで） ただし、事業の内容に発展性がある場合は、3年間継続することが可能、ただし、毎年度審査・採択を受けることが必要。

補助制度の対象となる経費

補助金を確定する際に補助対象とされる経費は、補助決定日以降（決定日含む）の請求書・領収書（口座振込み含む）に関する経費となりますので、ご注意ください。

また、事業期間内（申請する年度の3月末まで）に支払いが完了していることが必要です。

1. 一般研究開発事業

補助対象経費	内容
研修・技術指導費	事業を実施するために必要不可欠な技術研修等に係る経費または専門家の指導を受けるために必要な経費
設備費	機械装置または工具器具の購入、試作、改良、据付、修繕、借上に要する経費または構築物（必要最低限のものに限る）の新築、増築、改築、借上に要する経費。ただし、量産設備は除く。
原材料費	主要原料、主要材料または副資材の購入に要する経費
外注加工費	試験、分析、デザイン委託費、設計費等の経費
人件費	直接当事業に従事する研究・開発担当者に要する経費
その他新製品等の研究開発に要する経費で市長が認めるもの	知的財産権取得申請に伴う弁理士費用（手続き代行費用、翻訳料等）また、上記経費に類する経費で企画・設計から試作品開発までの事業を進めるために必要不可欠な経費で市長が認めるもの。

2. 特定研究開発事業

特定研究開発事業については、前頁の経費のほか、調査費と販売プロモーションに係る経費が追加されます。

(注1) 知的所有権の申請や取得に係る経費補助対象外とします。

(注2) 人件費の算定は、下記のとおりとします。

・ $\text{時間給} \times \text{当事業従事時間} = \text{人件費}$

時間給とは、当該研究者の1年間の給与・賞与・社会保障費の計(役員にあっては役員報酬を含める)を所定労働時間(所定労働日数×8時間)で割った金額とし、円未満は切捨てとします(上限を2,000円とします)。

人件費の補助対象経費の上限は、総事業費の3分の1とします。

補助案件の決定

当補助制度では、申請された研究開発事業の内容を「上越市中小企業研究開発等支援事業審査委員会」(審査委員会)で審査・採択し、補助の可否及び補助金額の決定を行います(文書通知)。

審査委員会には、申請者によるプレゼンテーションと委員による質疑が行われますので、申請後に市から送付される審査受験要領をお読みいただき、プレゼンテーション等の準備をお願いします。

補助事業の変更等

当補助制度では、下記のとときには事前に「上越市新産業創造支援事業変更(・中止・廃止)承認申請書」(交付要綱第5号様式)の提出が必要です。

- (1) 補助事業者の変更 (...企業間の合併、社名・企業形態の変更など)
- (2) 補助対象事業に係る研究開発項目の追加または中止
- (3) 補助金額の変更が生じる総事業費または補助対象経費の変更
- (4) 補助金額の変更が生じない総事業費または補助対象経費の変更で、30%超の変更をとまなうもの

事前に申請書の提出がない場合は、補助決定が取り消しになることがありますので、ご注意ください。

補助事業の終了(実績報告書)

当補助制度では、補助事業の終了後にすみやかに「上越市新産業支援事業実績報告書」(交付要綱第7号様式)の提出が必要です。

経費の実績を明らかにする書類とともに、平成25年3月29日(金)までに市が実績内容の検収(確認)を終えることが必要です。

通常は検収に1週間程度が必要であることから、平成25年3月15日(金)までに報告書等の提出を行ってください。

「補助事業の変更等」と同様に、期日までの提出がない場合は、補助決定が取り消しになることがありますので、ご注意ください。

補助金の交付

上記の実績報告書の検収後、補助金額を確定した後に、補助金を交付します。

応募の方法

上越市新産業創造支援事業補助金交付要綱に基づく申請書（第1号様式）と事業計画書（第2号様式）を記載のうえ、上越ものづくり振興センター窓口へ提出してください。

また添付書類として、次の書類が必要です。

- (1) 前3期分の決算書
- (2) 会社案内
- (3) 登記事項証明書（法人の場合）
- (4) 試作品等の完成想像図（試作開発の場合）
- (5) 雇用人数が中小企業に相当することを明らかにする資料（資本金額が大企業に相当する場合）
- (6) 見積書の写し（加工、設計等を外注委託する場合）
- (7) 納税状況の確認に係る承諾書
- (8) 研究協力機関の概要及び主たる指導者の氏名並びに支援を受けることを明らかにする資料（研究協力機関の支援を受ける事業を行う場合に限る。）

用紙サイズは原則A4サイズ縦に統一し、添付書類は必要な部分を添付してください。募集締切りは、平成24年5月11日（金）（必着）ですので、上越ものづくり振興センター窓口へご提出ください。

その他

- (1) 補助決定された場合、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、事業が完了した日の属する年度の終了後、5年間の保存義務がありますので、ご承知置きください。
- (2) 事業終了後、当補助金の成果について発表する成果発表会を実施しますので、ご協力ください。
- (3) 事業の終了後、当補助制度の効果測定のため、市による調査（アンケート）を行いますので、ご協力ください。
- (4) 不明な点がありましたら、お早めに市担当までお問合せください。

申請書のダウンロードについて

交付申請書等の様式は、上越市ホームページよりダウンロードできます。

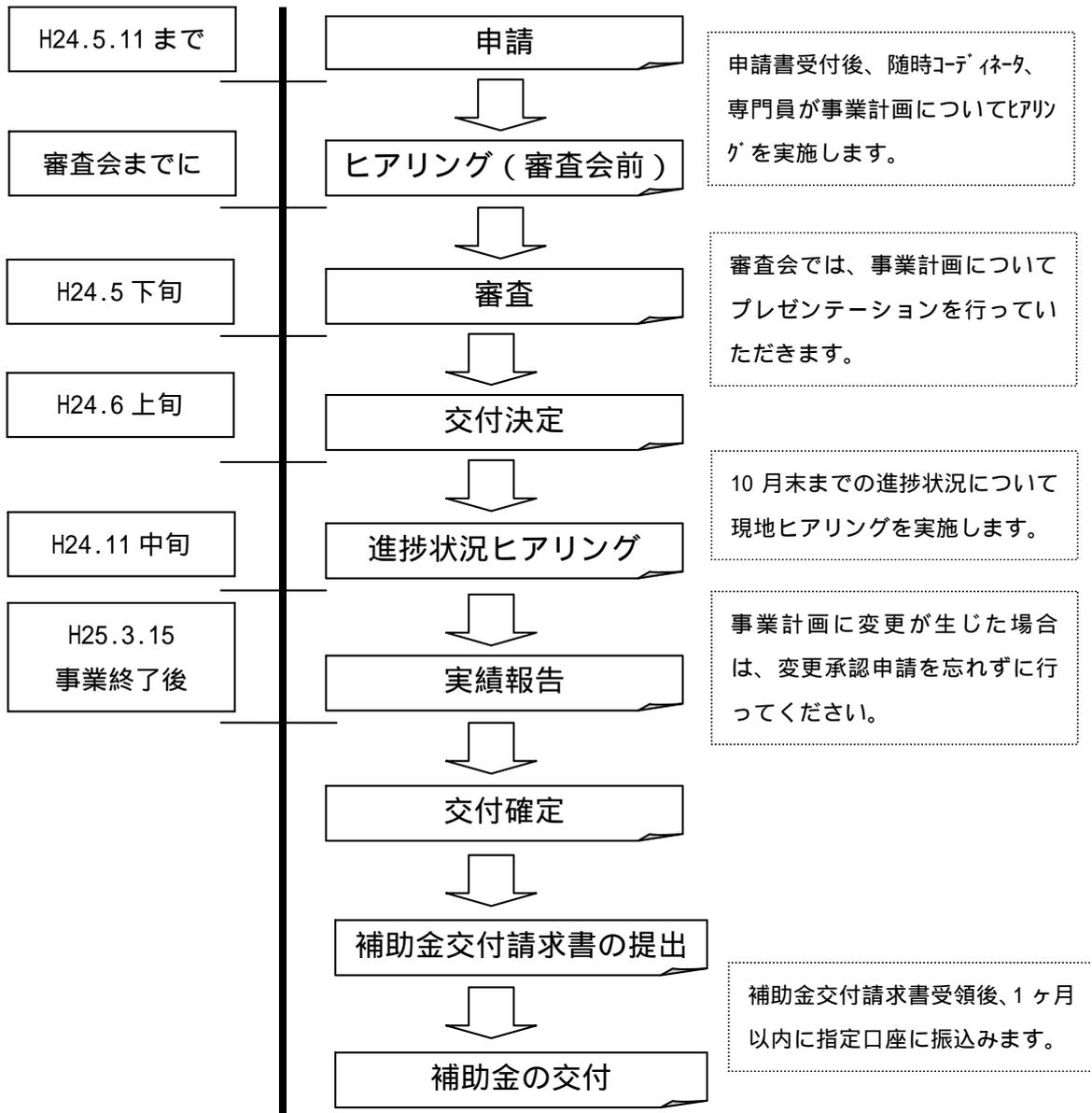
【上越市ホームページ】

<http://www.city.joetsu.niigata.jp>

トップページの申請書リンク集から、「上越市新産業創造支援事業」へお進みください。

申請から補助金支払いまでの流れ

このスケジュールは、応募状況等により変更する可能性があります。



提出先・問合せ先

上越市産業観光部産業振興課 上越ものづくり振興センター
 〒943-0171 上越市大字藤野新田 333-2
 TEL 025-545-2933 FAX 025-545-2988